



株式会社アイ・エム・エス  
**I M S 入 会 申 込 書**  
 ( 東 京 ・ 大 阪 )

	新規	変更
会員NO.		
■記入日	年 月 日( )	
■受付	年 月 日( )	

※注:契約約款を確認頂いた後にお申込をお願い致します。

フリガナ		会社	
会社名	印	TEL	
		FAX	
転送する電話番号		ご担当	

フリガナ			
会社ご住所	〒 <input type="text"/> ビル名・階数までご記入ください。		
フリガナ	緊急連絡先(当社からの通知など)		
代表者氏名		TEL	
自宅ご住所		FAX	
業務開始日	年 月 日( )	日報送信先アドレス	@
担当者携帯		携帯電話アドレス	@
業 種		PCアドレス	@

※ 個人情報保護法を厳守し、申込み時に知り得た個人の情報は、弊社管理者の管理下で保管し厳密に扱います。

回線種別	ISDN(INS) / アナログ / IP / 光 (NTT・メタルプラス・eo) / おとくライン		
その他	ボイスワープ申込	有り	無し
申込プラン	A B 短期	受注	住所/TEL貸し
支払方法		1.口座引落し 2.振込	

転送方法	アナログボイスワープ ・ INSボイスワープ ・ その他 ( )
------	----------------------------------

**問合せ:06-6281-5110** ご利用にあたってのお客様のスケジュールやお客様宛にかかってきた電話に関するお問い合わせ先です。

※業務内容についてパンフレット・事業内容などの資料を頂きますが、余りにも詳細な対応方法をご記入頂いてもこれらを総てを弊社のデータベースに登録できません。又、その内容を十分に掌握して対応できませんので予めご了承下さい。

※支払方法 振込: 毎月28日 翌月業務料をお振込みいただきます様お願い致します。(振込み手数料は、お客様ご負担となります)

※支払方法 自動引落し: 毎月27日 毎月、前日まで(26日)にご口座へ入金をお願いいたします。

※各コースの受信対応コール数(コールオーバー制)の課金をご確認ください。

**※ 当社事務局記入欄 ※**

<b>入会申込後 必要書類チェックリスト</b>				初回登録費:	円
(送り)	(戻り)	(送り)	(戻り)	月分 日割( 日分)	円
① / 約款		⑥ / 同意書	/	月分	円
② / 確認書	/	⑦ / 身分証明書	/	オプション:	円
③ / 転送設定書				合計:	円
④ / 自動引落申込書	/	月額:			円
⑤ / 初回請求書					円

(備考) **※転送先IP : 050-5810-0000**

<受付: >

社名

貴社業務連絡先記載 2

※携帯の案内とは・・・お客様から電話番号を聞かれた場合、案内して可か否かという意味です。どちらかに○をおつけ下さい。  
オペレーターから各担当者様に電話連絡をする際、06-6253-0844から発信致しますが、着番の折返し(06-6253-0844)にお掛け頂いてもシステム上電話は切れますのでご注意下さい。IMSセンター問合せ番号:06-6281-5110 にお掛け下さい。

NO.		フリガナ	携帯電話番号
①	携帯のご案内		
	可能・拒否	氏名	業務連絡指定メールアドレス
役職	代表取締役		

NO.		フリガナ	携帯電話番号
②	携帯のご案内		
	可能・拒否	氏名	業務連絡指定メールアドレス
役職			

NO.		フリガナ	携帯電話番号
③	携帯のご案内		
	可能・拒否	氏名	業務連絡指定メールアドレス
役職			

NO.		フリガナ	携帯電話番号
④	携帯のご案内		
	可能・拒否	氏名	業務連絡指定メールアドレス
役職			

NO.		フリガナ	携帯電話番号
⑤	携帯のご案内		
	可能・拒否	氏名	業務連絡指定メールアドレス
役職			

NO.		フリガナ	携帯電話番号
⑥	携帯のご案内		
	可能・拒否	氏名	業務連絡指定メールアドレス
役職			

メール送信パターン（5箇所まで同時送信可能 又、PCアドレスとの組合せも可能）

※注 アドレス登録が4箇所以上はオプション料金が発生致します。

《例：①～⑥全てを同時送信 / ①を他②～⑥と同時送信》

別記 貴社ホームページアドレス: <http://>

\* 貴社の情報として閲覧させていただきます。





(カギチェックをお願いします)

この用紙へご記入頂きました内容にて、当社オペレーターが御社の電話対応をさせていただきます。  
※内容により対応が変更する場合もございますので

## 1. 電話に出る時の初めの対応

- ★  通常・・・『ハイ・お電話ありがとうございます（御社名）でございます』  
 その他・・・（ ）

ご希望があればご記入下さい。記入のない場合は通常対応とさせていただきます

## 2. 「〇〇さん、いらっしゃいますか？」と聞かれた場合

- ★  通常・・・『只今〇〇は外出しておりますが・・・』  
 その他・・・（ ）  
 ご希望があればご記入下さい。記入のない場合は通常対応とさせていただきます

## 3. 「〇〇さんは何時頃戻られますか（連絡が取れますか）」と聞かれた場合

- ★  通常・・・『本日はまだ予定が分かりかねますが・・・』  
 その他・・・（ ）  
 ご希望があればご記入下さい。記入のない場合は通常対応とさせていただきます

2・3とも『戻り次第（連絡取れ次第）、折り返しご連絡差し上げるようにお伝えさせて頂きます』という対応へつないでいきます。

4. 用件を承った後ご連絡を必要とするものを選択して下さい。（カギチェックをお願いします）  
（相手側が言われた内容により報告）

- 『携帯に電話します』  
 『また電話します』  
 『お留守なら結構です』  
 『電話があった事をお伝え下さい』  
 『FAX音』（電話とFAXが同じ番号の場合は切り替えが必要な為 連絡希望）  
 『営業電話』・『間違い電話』・『無言電話』

★ 折り返し対応が必要なものはご連絡させていただきます。

## 5. 貴社の所在地を聞かれ、別紙契約書（秘.3）に地図の添付及びその文章での説明がない場合

- ★  通常・・・『私はこのあたりの地理に関しましてあまり詳しくありませんので、折り返し担当の者よりご連絡差し上げたいのですが・・・』  
 その他・・・（ ）

ご希望があればご記入下さい。記入のない場合は通常対応とさせていただきます

所在地案内を文章にて別紙契約書（秘3）に記入済の場合チェックを入れてください。

※必ずご記入下さい

電話対応シートA6

基本は★  
(カギチェックをお願いします)

6. 運送業者から「今、御社の前に来ているのですけど」と言われた場合

★  通常・・・『今、別の所で電話を受けておりますので、担当が戻り次第折返し連絡をしますので不在票を入れておいて下さい!』

その他・・・ ( )

ご希望があればご記入下さい。記入のない場合は通常対応とさせていただきます

7. 「FAX送ったのですけど、確認して頂けますか?」と言われた場合

★  通常・・・『今、FAXと少し離れた所で電話を受けておりますので、確認して担当の者にお渡しさせていただきます』

その他・・・ ( )

ご希望があればご記入下さい。記入のない場合は通常対応とさせていただきます

8. 業務終了共通アナウンス(どちらかを選択して下さい)

★  希望する  
 希望しない

18:00以降(土日祝含む)も当社センターに転送されていた場合は、掛かってきたお電話に対して「本日の業務は終了致しました。またお掛け直し下さいますようお願い致します。」業務終了共通アナウンスを流しております。

註:希望されない場合は掛かってきたお電話に対しては“呼び出し音”のままで御座います。

その他、ご意見・ご要望があればご記入下さい

記:

記:						
----	--	--	--	--	--	--

弊社使用欄	担当	S V	DBデータ入力	確認	変更	備考
	/	/	/	/	/	

---

I M S

Information message secretary

I M S 電話代行約款

重 要

---

# 契 約 約 款

## ■第1章 総則

### 第1条【契約約款の適用】

本契約約款において、株式会社アイ・エム・エス(以下「弊社」といいます)は、契約約款を定め、電話代行サービス及びその関連業務サービスを提供いたします。電話代行サービス申込者を「アイ・エム・エス会員」(以下「会員」といいます)は、電話代行・その関連業務・その他サービス利用契約約款(以下「契約約款」といいます)を定め、これにより電話代行サービス(以下「サービス」といいます)を提供します。

### 第2条【契約約款の変更】

弊社は、契約者の承諾を得ることなしに、この契約約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。

### 第3条【サービスの内容】

1. 弊社が提供するサービスは、契約者がサービスを使用して、その他サービスを含む電話代行・秘書代行サービス及びそれに関連したサービスとなります。
2. その他サービス及び関連したサービスの内容と料金等については別紙に定める。

### 第4条【業務の範囲】

本サービスは会員様に着信する電話を弊社コールセンターが受信し対応すると共に、その電話対応の結果を所定の手続きで、弊社からお客様に伝達することを主業務と致します。

注:サービス電話対応業務は、次に上げる業務は、含まないものとする。

- ① 会員の業務に関わる内容及び会員の業務に関するクレーム
- ② 物品販売に関する受注受付「別途に受注受付プラン」の契約が必要です
- ③ 求人募集、その他の募集受付「別途に募集受付プラン」の契約が必要です
- ④ 電話番号貸し、住所利用「別途に同意書」の契約が必要です

## ■第2章 利用契約

### 第1条【契約の利用期間】

弊社の提供するサービスの利用に関する契約は、契約者が弊社に対し、弊社の指定する方法をもって途中解約申し出をしない限り、自動で継続するものとします。

### 第2条【契約の単位】

サービスの利用契約の単位は1ヶ月単位とします。

### 第3条【利用申込み】

サービスの利用申込みは、弊社が別に定めるサービス利用申込書に必要事項を記載して弊社に提出していただきます。

### 第4条【契約の成立】

1. サービスの契約は、本規約及びプライバシーポリシーを承認の上、弊社への利用申込に対して、弊社がこれを承諾したときに成立します。
2. サービスの利用契約は、一部利用申込に対して弊社が指定した身分証明書(運転免許証・住民票等)を提出していただきます。
3. 弊社は、利用契約が成立したときは、契約受付をすみやかに契約者に発行します。
4. 20歳未満の方は、申込にあたり法定代理人の同意を要します。

### 第5条【サービスの開始】

サービス開始は、利用申込書にある利用開始予定前に開通テストを実施、完了後サービス開始となります。しかし、第一種通信事業者(NTT・KDD I・ソフトバンクなどを指します)への手続き等が、迅速に実行されない場合があります。 余裕のある利用開始日である事。

### 第6条【申込の拒絶】

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、サービスの利用申込を受付しないか、あるいは受付後であっても利用申込みの取消を行う場合があります。

1. 契約申込書に虚偽の事実の記載があった場合

2. 申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合
3. 弊社の業務の遂行上または技術上に著しく困難がある場合

### 第7条【契約事項の変更等】

会員は、その氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号、メールアドレス等に変更があったときは、速やかに変更を記載した書類を弊社へ提出していただきます。

### 第8条【サービスの利用制限、中止および停止、廃止】

1. 弊社は天災、事変その他の非常事態が発生、また発生する恐れのある緊急時又は、公共の利益のために非常時における緊急を要する通信を最優先に取り扱うため、サービスの提供を制限または中止することがあります。
2. 弊社は、夏期休暇及び年末年始休暇をいただいております。

### 第9条【サービスの中止】

弊社は、次のいずれかに該当する場合、サービスの提供を中止することがあります。

1. 弊社の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき
2. 弊社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
3. 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサービスの提供及び業務を行うことが困難になったとき

### 第10条【サービスの停止】

弊社は、会員が次のいずれかに該当する場合、弊社が定める期間、サービスの提供を停止することがあります。

1. サービスの料金等の支払期日が経過しても支払いされない場合
2. 公序良俗に反する態様においてサービスを利用したとき
3. 契約申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
4. 電話対応が困難と思われるとき

### 第11条【利用契約の解約】

1. 会員は、弊社の指定する方法をもって解約の旨を通知することによりサービスの契約を解約することができます。
2. 解約の受付は月を単位とし、解約希望月5日までに解約通知を弊社が受領した場合は、末日をもって契約が解消されるものとします。
3. 契約者からの申し出により本契約の解約をする場合、既に支払済みの料金の払い戻しは行わないものとします。

### 第12条【返金】

1. 会員がサービスを7日間利用して、商品およびサービスに欠陥・不具合・契約不履行などの不満がある場合、会員は契約を解約することができます。その場合、月額利用料金は契約者に返金されます。これを返金といいます。
2. 返金の受付有効期限は利用開始日から7日以内とします。

### 第13条【料金等】

具体的な料金については、別紙に記載します。  
(弊社のサービス料金は、前払い制となります)

### 第14条【支払い義務】

1. サービスの利用料金は、前払い制となります。
2. 会員は、弊社に対し、サービスの利用に係る第13条【料金等】に記した料金を会員が決めた方法で支払うものとします。(支払いの選択は振込み・自動引き落とし等があります)
3. 料金の支払い義務は、契約が成立し、サービスが開始された日より発生します。月を単位とし、第11条【利用契約の解約】2項の規定により契約が解消されるまで続きます。
4. 第10条【サービスの停止】の規定によりサービスの提供が停止された場合における停止期間のサービス料金は、サービスがあったものとして取り扱います。

#### 第15条【料金の支払方法】

1. サービスの料金等は会員と弊社が決める支払方法にて執り行なう。
2. 毎月契約者宛てに請求書を発行します。サービスの料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、弊社が指定する方法によりその料金等を支払うものとします。  
料金の支払方法について次の変更を希望する場合は、速やかに当該変更を記載した書類を弊社へ提出していただきます。

#### 第16条【割増金】

会員は、サービスの料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の倍に相当する額を割増金として、弊社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第17条【サービス料金支払い不履行】

会員は、翌月の5日までに入金を確認できない場合、当該翌営業日に一旦業務を停止いたします。支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%の額を、遅延損害金として弊社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第18条【消費税】

会員が、弊社に対しサービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第19条【守秘義務】

弊社は、会員及び業務に関わる情報の守秘義務を負うものとし、弊社のサービス業務において知り得た情報は、第三者に漏洩致しません。但し、公的機関から法的根拠又は、正当な事由により開示要請があった場合これを開示致します。  
(オプション加入の住所利用、FAX番号利用などの住所、FAX番号は第三者情報提供ではありません)

#### 第20条【弊社の免責】

万一お客様に損害が発生しても、次に上げる事項は、免除されるものと致します。

1. 災害(地震、火災、台風、水害など)により業務が出来ない状態の場合
2. 停電、通信回線網等の障害により業務が出来ない状態の場合
3. 事前の報告、打合せ等以外で会員に連絡が数日間取れない場合
4. 電話番号、メールアドレス等の変更に伴い会員と応答対応不能になった場合
5. 利用開始日の延滞に伴うトラブル
6. 会員の設備機器、通信機器の設定対応不能となった場合
7. 会員宛てに送信したメールが遅延して受信した場合
8. 弊社設備の故障又は、外部者進入により機器の破損が生じ契約業務が実施できない場合
9. 契約者間または契約者の個々の紛争について弊社は一切関知いたしません
10. 天災、テロなどの不慮の事故によるサービスの停止についていかなる責任も負わないものとします。

#### 第21条【損害補償・損害賠償】

1. 弊社が提供するサービスで万一会員に損害発生した場合弊社は、会員の月業務料額範囲で損害を補填致します。
2. 会員が弊社の業務に著しく支障を生じさせた場合、弊社は損害賠償を請求致します。著しい支障とは、事前連絡なく「キャンペーン、広告などで受信コール数が増えると予測される場合」事前連絡なく「事前に打合せ及びご報告なく大きな商取引、特別な商談事項が発生する可能性が予測される場合」などを想定致しております。
3. 弊社は、下記事項に対して事前契約を交わしていない場合に損害を請求致します。  
第4条の②受注代行業務契約無き場合に受注業務発生した場合  
第4条の③募集受付業務契約無き場合に受付業務発生した場合

#### 第22条【個人情報等の取扱】

1. 弊社は電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、および個人情報の保護に関する法律、その他の法令を遵守し、会員様とその関係者皆様その他の者の個人情報その他の情報を取得したときは、これらを適正に取り扱うものとします。但し、契約のお申込やその後のお届出によってご申告いただいた情報に第三者の情報が含まれる場合、自己の責任において、当該第三者から本規約に基づく取扱に関する事前の同意を得ておられるものと致します。
2. 弊社は、法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意(本規約によって同意される場合を含みます。)を得ることなく、個人情報を第三者に提供しないものとします。
3. 弊社は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

#### 第23条【契約者の義務】

会員は、弊社より付与された契約番号及びパスワード、ID管理、使用について責任を持つものとし、弊社に損害を与えることはないものとします。

#### 第24条【サービスの休止】

会員は、弊社の指定する方法をもって3ヶ月のサービス休止申請ができません。休止の受付は月を単位とし、休止希望月5日までに休止通知を弊社が受領した場合は、末日をもってサービスの休止とします。休止期間の支払金は免除されます。但し、電話番号貸しサービスを利用の会員で、休止期間番号の保管を希望の場合は、保管料が発生します再開は3ヶ月以内に業務再開の依頼を書面にて送信し弊社が、受付した後再開指定日よりサービス開始致します。

#### 第25条【解除】

解除には一般解除と強制解除があります。

\*一般解除とは

1. 会員が事前に解約書でその届を提出された場合。
2. 第24条のサービス休止期間が3ヶ月以上になり再開の申し出がない場合。

\*強制解除とは

1. 会員の業務内容が、法律に抵触すると弊社が判断した場合
2. 会員が利用申込書に虚偽の記述にて契約した場合
3. 会員が弊社の社員及びスタッフに威圧的な言動で対応する場合
4. 会員が暴力団関係者と弊社が判断した場合
5. 会員が破産、倒産などで会員の業務が出来ないと判断した場合
6. 弊社のサービスの限度を超える事を事前許可無く行った場合

別項

弊社と契約者との間で訴訟が生じた場合、弊社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則1:この契約約款は、随時改正されるものである。